

盛岡広域振興局長告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安代土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年4月15日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

監事

佐 藤 三 郎 八幡平市岩木向85番地2

2 退任

監事

高 橋 実 八幡平市作平184番地